

『公債費負担適正化計画』の更新について

企画財政課 財政係

実質公債費比率は総務省が平成18年度から導入した自治体の新しい指標として、自治体の収入全体に占める借金返済の割合を示すもので、一般会計から特別会計への繰り出しや一部事務組合、広域連合への公債費にかかわる負担金なども含めた自治体の実質的な債務負担であり、この割合が18%を超えると地方債を発行するには県の許可が必要となりました。

このため実質公債費比率による許可団体にあつては「公債費負担適正化計画」を策定または更新して、その内容及び実施状況を勘案して地方債の発行が許可されることとされています。

また、平成20年度から適用された地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）により、財政健全化判断比率として用いられることになり、早期健全化基準として25%、財政再生基準として35%を超えると財政健全化計画あるいは財政再生計画を議会の議決を経て樹立し、総務大臣・都道府県知事への報告が義務付けられました。

長和町の実質公債費比率

■H17～H19年度の3ヵ年平均

実質公債費比率（3ヵ年平均）			
	H17	H18	H19
18.5%	18.7%	18.4%	18.6%

当町の実質公債費比率は18.5%ですので、地方債を発行する場合は、前年度に引き続き「許可」が必要となります。

長野県の状況をみますと長野県の比率は17.3%、長野県の市町村の平均は14.1%となっています。県内81市町村中、18%を超えている市町村は33団体で19年度の38団体を5団体下回っている状況です。

町では、実質公債費比率の低減を図るため、平成19年度に策定しました「公債費負担適正化計画」を更新しました。この計画に基づき、平成26年度までの7年間に地方債発行同意基準である18%未満とすることを目標としています。

◆◆◆公債費負担適正化計画の概要◆◆◆

1. 実質公債費負担の現状と見込み

(1) 町債の推移

合併以前の旧町村は各々過疎地域に指定されており、過疎脱却に向け、過疎対策事業により地域住民の生活基盤の向上を図ってきました。このため当町の平成19年度の実質公債費比率は、既往債（既に借りている借金）の償還額は高く、加えて平成9年・10年に地域総合整備事業債による長門温泉やすらぎの湯の建設に伴う償還と合わせ、既往債の償還額はピークを迎え、18%を超える水準となっています。しかし、今後の償還額は地域総合整備事業債の償還の終了に伴い平成20年度以降、年度を重ねるごとに順調に漸減する見込みです。

(2) 水道・下水道事業会計

簡易水道事業、下水道事業の建設改良費に伴う公営企業債の元利償還額は償還期間が多年にわたるとともに、特に平成6年から平成12年をかけて実施した旧長門町の特定環境保全公共下水道事業、平成7年から平成11年にかけて実施した旧和田村の農業集落排水事業にかかわる償還額は高い水準で推移するため、引き続き多額の繰出金を要する見込みです。

(3) 一部事務組合等

広域連合への公債費にかかわる負担金や一部事務組合依田窪医療福祉事務組合で運営している病院事業においても、増改築の建設改良事業により起こした地方債の償還額は高額となっています。

以上、町債の償還額に加え、公営企業に要する繰出金及び広域連合・一部事務組合への公債費にかかわる負担金が当町の実質公債費比率を押し上げている要因であり、公営企業等は償還期間が長期にわたっているため、償還に充てる繰出金及び負担金についても当面高い水準で推移する見込みです。

2. 今後の地方債発行等に係る方針及び実質公債費比率の見通し

(1) 町債

合併後、新町一体化に向け5ヵ年で計画している「まちづくり交付金事業」及び「合併特例による市町村振興のための基金造成」並びに「過疎地域自立促進計画による事業」など後年度交付税で元利償還金の70%が公債費に算入される合併特例事業債、過疎対策事業債の活用を優先し、それ以外の事業における起債については極力抑制します。また、約300百万円の減債基金の活用を図ります。

ただし、新庁舎建設については、現在、検討委員会の立ち上げ中で、今後の方針を模索している段階ではありますが、今計画では、総計で11億4000万円の地方債の発行（平成23年度・24年度）を計上しています。このため計画の平成26年度までの実質公債費比率への影響は微少で逡減していきませんが、平成27年度からの3ヵ年程度は単年度で16%代で推移する見込みです。

(2) 水道会計

今後の計画は合併のメリットを最大限に生かすことにより、長期的展望に立ち簡易水道の事業統合を行うとともに、和田地区簡易水道の老朽化の改良工事を公営企業債の借入を財源に計画しているが、この事業により漏水を防止し、不要な電気料等の維持管理にかかわる経費を節減し、適切な料金で安定した水の供給ができるよう合理化を進め健全経営を図ります。

(3) 下水道事業会計

下水道事業については、合併に伴い地域再生計画の認定を受けて平成19年度から本年度までの2ヵ年により、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業との統合工事を進めているところです。この合理化により、終末処理場をひとつにするなど維持管理費の徹底的な節減を行いながら、一層の加入促進に力を注ぐとともに、資本費平準化債の活用をはかり安定した経営により繰出金の抑制に努めます。

(4) 一部事務組合等

病院事業による一部事務組合及び広域連合についても組織自治体としての関与を強め経営健全化を推進していきます。

これらのことを実践することにより、平成21年度には単年度で18%を下回り、平成23年までには実質公債費比率が18%以下となる見込みです。

普通会計の起債計画(次年度以降の新規発行債を加味)

■町債現在高の推移

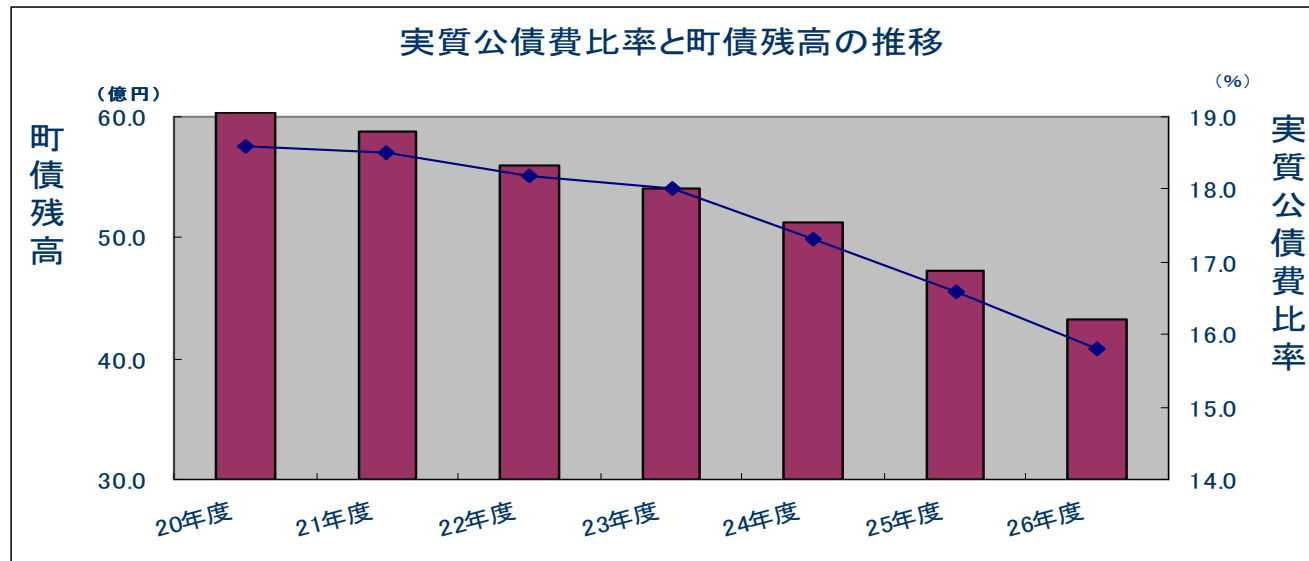
(単位:百万円)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
借入予定額	721.3	671.4	499.3	490.0	395.0	200.0	200.0
償還元金額	856.6	820.4	782.6	682.4	668.2	609.5	598.3
町債残高	6,027.8	5,878.8	5,595.5	5,403.1	5,129.9	4,720.4	4,322.1

■実質公債費比率の状況

(単位:%)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
単年度	18.3	17.9	17.8	16.1	16.0	15.2	14.7
前3ヵ年平均	18.6	18.5	18.2	18.0	17.3	16.6	15.8



実質公債費比率は、標準財政規模が将来にわたって現在のまま推移することを前提に作成していますので、後年度において税収や地方交付税等の一般財源が減少すれば、必然と実質公債費比率は見込みより上昇します。

3. 今後の実質公債費比率の目標

実質公債費比率は、平成24年度までに18%以下、計画期間最終年度である平成26年度には単年度で15%を下回る計画です。

このため、平成21年度以降は単年度ベースで18%を上回らないことが目標です。

しかしながら、標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模）のうち税収入や町の収入の約50%を占める地方交付税の状況により標準財政規模が想定より下回ると、実質公債費比率は上昇し、18%を超過してしまうことも予め覚悟した財政運営が必要となります。

4. 計画の見直しと公表

実質公債費比率が18%未満となるまで毎年度計画を見直すとともに公表をしていきます。

※お問い合わせ

企画財政課 財政係

有線：**3012 電話：0268-68-3111（内線 121）

別表

<次年度以降の新規発行債を加味した実質公債費負担の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。(単位:千円)

	計画策定年度 の前年度 (平成19年度)	計画策定年度 (平成20年度)	第2年度 (平成21年度)	第3年度 (平成22年度)	第4年度 (平成23年度)	第5年度 (平成24年度)	第6年度 (平成25年度)	第7年度 (平成26年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	1,050,530	942,940	913,494	883,327	787,926	793,037	752,827	739,418
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)								
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄を転記)								
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	230,256	291,927	301,275	300,090	306,520	311,528	317,504	320,057
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	169,731	204,445	202,186	229,510	218,049	204,956	184,803	168,054
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るもののうち、元金補給分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 一時借入金の利子	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	686,787	616,450	597,199	577,478	515,109	518,450	492,163	483,397
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	272,926	338,693	343,530	361,366	357,933	352,416	342,743	333,056
⑩ 標準財政規模	3,604,301	3,604,301	3,604,301	3,604,301	3,604,301	3,604,301	3,604,301	3,604,301
⑩' 標準財政規模(算入公債費の増減を加味)	3,604,301	3,599,731	3,589,888	3,602,415	3,538,499	3,602,126	3,568,340	3,585,848
⑪ 実質公債費比率(単年度)	18.6%	18.3%	17.9%	17.8%	16.1%	16.0%	15.2%	14.7%
⑪' 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	18.5%	18.6%	18.5%	18.2%	18.0%	17.3%	16.6%	15.8%
⑪'' ⑩'による実質公債費比率(単年度)	18.6%	18.3%	18.0%	17.8%	16.5%	16.1%	15.4%	14.8%
⑪''' ⑩'による実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	18.5%	18.6%	18.6%	18.3%	18.0%	17.4%	16.8%	16.0%

《参考》 平成 19 年度決算統計による実質公債費の状況

1 財政規模

年度	標準税収入額等の計	算入公債費 (交付税措置額)	算入公債費を 除いた標準税 収入額等
17年度	3,800,326	1,036,090	2,764,236
18年度	3,688,887	980,694	2,708,193
19年度	3,604,301	959,713	2,644,588

2 実質公債費比率

年度	実質公債費比率	実質公債費比率のうち元利償還金に係る率	実質公債費比率のうち準元利償還金に係る率	実質公債費比率のうち準元利償還金に係る率の内訳			
				公営企業等繰出金等	一部事務組合負担金等	債務負担行為	一時借入金利子
17年度	18.8	13.0	5.8	1.4	4.2	0.1	0.0
18年度	18.4	13.8	4.6	0.0	3.9	0.8	0.0
19年度	18.6	13.8	4.8	1.7	3.1	0.0	0.0
平均	18.5	13.5	5.1	1.0	3.7	0.3	0.0

3 公債費の状況

年度	地方債の償還等に要した経費			内訳					
	償還金等の総額	算入公債費	実負担	元利償還金			準元利償還金		
				元利償還金	元利償還金に係る算入公債費	元利償還金に係る実負担	準元利償還金	準元利償還金に係る算入公債費	準元利償還金に係る実負担
17年度	1,555,333	1,036,090	519,243	1,051,061	691,180	359,881	504,272	344,910	159,362
18年度	1,478,382	980,694	497,688	1,074,273	701,395	372,878	404,109	279,299	124,810
19年度	1,450,517	959,713	490,804	1,050,530	686,787	363,743	399,987	272,926	127,061